

令和 6 年度

事業計画書

◇株式会社 ひなたぼっこ

◇デイサービス ひだまり

・地域密着型通所介護

◇デイサービス えんがわ

・地域密着型通所介護

株式会社 ひなたぼっこ 事業計画書

1 法人理念

- ・ 利用者やご家族の皆様から信頼される事業所を目指します。
- ・ 優しさと温かさに満ちた事業所を目指します。
- ・ 明るく元気のある事業所を目指します。
- ・ 地域に開かれた事業所を目指します。

2 運営方針

利用者様が安心して充実した環境や利用者本位のケアを提供し、ご家族、地域の皆様とのふれあいにより事業所の温かさが一層感じられるようなサービスの提供に努めます。

利用者様本位のサービス提供することによって、『第二の我が家』に近付けるよう努めます。

今年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルスに職員だけでなく、利用者およびそのご家族にも感染防止に努めます。

3 株主総会（地域運営推進会議兼務）の開催

5月下旬開催予定

5月 年度事業報告、決算の承認（注1）

3月 翌年度 事業予算案、事業計画の審議（注2）

※ 上記以外の地域運営推進会議は必要に応じて開催。

※ 株主総会は決算報告時に開催

(注1) ひだまり 令和6年5月26日実施予定

えんがわ 令和6年5月29日実施予定

(注2) ひだまり 令和7年3月26日実施予定

えんがわ 令和7年3月29日実施予定

4 事業運営

① 第二種社会福祉事業

地域密着型 通所介護（デイサービス ひだまり）経営

目標として、実人数 20 名（月）延べ日数 300 日、平均利用人数 10.0 人を目指す。

地域密着型 通所介護（デイサービス えんがわ）経営

目標として、実人数 10 名（月）延べ日数 100 日、平均利用人数 6.0 人を目指す。

とにかく再出発、新体制の構築を目指す。

今年度の事業活動収支増減差額目標額は、1,000,000円以上で
次期繰越活動増減差額の額を、-28,000,000円代に戻す。
今年度の当期資金収支差額合計目標は、1,000,000円以上で
当期末支払資金残高の額を、11,000,000円代に戻す。

5 新規事業の展開

今年度の新規事業は、現行事業の立て直し若しくは精算することを目標として、財務状況やニーズの高い案件はその都度検討するが、新規事業は静観する。

6 重点施策

(1) 経営基盤の確立・強化

現行事業所の特徴の周知と利用者の獲得強化を図る。

- ① 事業所の数値目標：ひだまり事業所は稼働率 90%以上を目指す。えんがわ事業所は新規管理者の配置と稼働率 50%以上を目指す。
- ② 現行事業所が、居宅支援事業所等に全職員が営業マンとしての意識付けを行い、利用者の確保に努める。
- ③ 収益を増やす方法をリスト化し、職員の協力のもとその実施を進める。

(2) 人材確保と職員の資質向上

現行利用者の重度化への対応及び介護（入浴）サービスの向上のため、職員の確保と資質の向上を進める。

- ① ハローワークや社会福祉協議会等を通じて介護求職者へのアプローチの場を増やし、採用に繋げていく。
- ② 県内の社会福祉養成校や見学の受け入れ等により、新卒や新規資格取得者の獲得を目指す。
- ③ キャリアパスの実施により職員に求めるレベルを明確にし、資質の向上に繋げる。
- ④ 人事考課制度を導入することのはじめとして、振り返り表を活用し、職員全体のレベルの底上げを図る。
- ⑤ 退職金制度を周知し、職員が安心して働き続ける環境を整備する。
- ⑥ 各種マニュアルを整備し、業務手順の統一化をする。

(3) 地域との調和

福祉資源を活かし、地域に親しまれる施設づくりを目指して、災害時の福祉避難所の役割や地域の介護支援を担い、特に今年度は、正しい感染症予防対策をすることで、地域にも浸透させ地域貢献を目指す。

- ① 通所介護施設同士の横の繋がりを強化し、情報交換がより円滑に行えるように交流を進める。
- ② 各事業所が地域の居宅介護支援事業所や、福祉関係者、地域住民等と積極的に交流し、地域に愛される事業所を目指す。
- ③ 感染症対策を正しく実施し、地域に不安を感じさせないようにする。

(4) 苦情解決への取り組み

利用者とご家族の皆様の苦情を真摯に受け止め、適切な施設運営に資するため、苦情の有効な活用を進める。

- ① 第三者委員会（運営推進委員会）の年2回開催する。
- ② 家族への満足度アンケートを実施し、サービスの向上を図る。特にえんがわ事業所では、居宅支援事業所等にアンケート調査を実施することで利用者確保に努める。

(5) 防災訓練の実施

万一の事態に直面しても、職員が冷静に対処できるよう、日頃から訓練を行う。

- ① 消防総合訓練の年2回の実施
- ② 新人研修における防火研修の実施
- ③ 救急救命講習の実施
- ④ 業務継続計画（BCP）の策定：特に令和7年7月には小規模事業所でも猶予期間がなくなり義務化されるため早期のとりかかりを行い、策定を目指す。

(6) 職員交流

- ① 福利厚生の一環として諸交流会などを衛生委員会にて企画する。
- ② それぞれの事業所ごとに歓送迎会・親睦会を適時行う。

7 会議・委員会

運営会議	概ね2か月に1回実施
新規利用者検討会	概ね2か月に1回 ケース会議を含み実施
衛生委員会	発足させることが目標
事故防止・身体拘束委員会	その都度 臨時的に実施 又はケース会議時に実施
感染症対策委員会	運営会議の中に含み実施
ホームページの更新	春夏秋冬の各事業所の行事を掲載する。新規利用者のための活用を目指す。

8 健康管理

- ① 健康診断 年1回（11月～12月） 1年以上経過した職員に実施
- ② インフルエンザ予防接種 11月に 職員全員（希望者）に補助して実施
- ③ 新型コロナウイルス予防対策 個人の判断により実施

9 研修計画

年間計画書を作成するように努める。